

府中市市民活動センター
ロッカー（私設私書箱機能つき）利用規約

府中市市民活動センター プラッツ（以下センター）の、ロッカーの貸出に当たっては、「犯罪収益移転防止法」に則った規定を設定しております。利用者は、お申し込みの際、本規約をご確認、ご了承の上ご契約ください。なお本規約の内容については、利用者の了承なくこれを変更することがありますので、予めご了承ください。

1. 契約の成立

本契約は、利用者が本規約を承認したうえで利用料を支払い、センターが申請を受理した時点で成立するものとします。

2. ご利用対象

1) ロッカー室、印刷室のロッカー（5階）

当センターに団体登録のある市民活動団体。

2) 起業支援、個人有料利用コーナーのロッカー（6階）

コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスなどでの起業を考えている、または起業した方、ブースを利用して個人で活動したい方。

3. 申し込み

ご利用の申し込みに当たっては、以下の書類による確認が必要となります。

(ア)個人の場合

① 本人確認（公的書類による）①氏名、②住居、③生年月日

- ・ 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券等（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のうち、いずれかの原本をご提示ください。（個人番号通知カードは、本人確認書類として認められません。また写真のない書類の場合は2点以上の確認が必要です）

② 貸出利用の目的（申告）

③ 職業

(イ)法人の場合

① 代表者の本人確認（公的書類による）①氏名、②住居、③生年月日

- ・ 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券等（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のうち、いずれかの原本をご提示ください。（個人番号通知カードは、本人確認書類として認められません。また写真のない書類の場合は2点以上の確認が必要です）

② 貸出利用の目的（申告）

③ 事業内容の確認（登記事項証明書、定款等）

④ 代表者の確認（申告）

※手続きは、代表者が、来館の上行ってください。

尚、届け出事項（住所、連絡先等）に変更が生じた場合は、速やかに代表者本人からの届け出が必要です。ご連絡がない場合、これに伴う不利益について、センターは一切責任を負わないものとします。

4. 利用目的

- 1) ロッカーは、利用者の活動並びにビジネスに必要な備品で、かつ利用の都度の搬入の困難な場合に限り利用可能とします。
- 2) 私設私書箱は、普通郵便の受け取り先としてのみの利用とし、登記ならびに住民登録、事務所としての住所公開はできません（私書箱の住所公開は、利用者の管理責任の範囲内でお願います）。尚、普通郵便であっても、中身が現金、有価証券等であると推測されるもの、危険物、生もの、冷蔵、冷凍品等、センターの判断により不適と思われるものはお預かりできません。
ロッカー投入口を上回る大きさの郵便、宅配便などはお預かりができません。また、これらお預かりできなかった郵便物などについてのご連絡や転送はいたしかねます。

5. 免責事項

- 1) ロッカーは物品を収納する場所を提供するもので、利用者が収納した物品に対して管理責任を負うものではなく、収納品の罹災、盗難、汚損、品質低下、カビ、黄ばみ等の損害が発生しても、事由の如何を問わず、利用者に対してセンターはこれら一切の責任を負いません。
- 2) ダイアルキーの番号の保管は利用者の自己責任とします。
- 3) 利用者の行なった行為による第三者からの苦情などについては、センターは一切関与せず、利用者の責により解決するものとします。

6. 守秘義務

- 4) 司法または行政機関より依頼があり、事件性があるなど情報開示する義務がある場合を除き、利用者の情報を利用者の承諾なしに第三者に漏洩することはありません。
- 5) 当センターあてに第三者の訪問、問い合わせがあった場合、個人情報を開示することはありませんが、私設私書箱を運営していることはお伝えします。

7. 契約期間

- 6) 契約期間は年度単位を原則としますが、やむを得ない事情による年度途中の契約、契約終了も可とし、その場合には月料金での精算となります。
- 7) 当センターの開館時間（8：30～22：00）内はいつでもご利用いただけます。ただし年末年始（12月29日～1月3日）、施設点検日（2月第4日曜日）は休館日となりご利用いただけません。
- 8) 本契約は、借家法に基づくものではありません。

8. 期間内解約

センターがロッカーを廃止した場合、または天災・地変・火災その他の事情等により貸出業務の継続に支障が生じた場合、センターは利用者に廃止日を通知の上、契約解除するものとします。

また、利用者が以下に定める行為を行った場合にはセンターは強制的にこの契約を解除できる

ものとしします。

- 1) センターの運營業務や施設などに重大な損害を与えた場合。
- 2) 申請時に虚偽の記載をしたり、違法行為を行った場合。
- 3) その他、本規約の内容を順守していないと判断した場合。

9. 利用料・支払方法

- 9) 収納スペースの大きさ、利用料金は別紙料金表記載の通りとし、申し込み申請時に原則として当該年度分を一括で支払うものとしします。
- 10) 契約終了時、利用者は速やかに収納スペースの明渡しを行い、センターはこれを確認するものとしします。
- 11) 次年度以降の契約については、契約終了一か月前に継続の意思の有無の確認をいたします。

10. 契約外事項

本契約に定め無い事項に関しては、関係法令および慣習に従い、誠意をもって協議し決定するものとしします。

11. 管轄裁判所

本契約に関する管轄裁判所は東京地方裁判所立川支部としします。

本規約は平成 29 年 9 月 1 日より施行する
平成 30 年 1 月 4 日、一部改定